

(参考)

非常勤職員（期間業務職員）の募集について

総務省四国行政評価支局(勤務先は、徳島行政監視行政相談センター)では、徳島行政監視行政相談センターにおける行政相談業務の補助、行政に関する苦情等の受付・処理の補助等を行う非常勤職員(相談業務補助職員)を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	相談業務補助職員
職務内容	(1) 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関すること (2) 行政に関する苦情等の受付・処理の補助に関すること (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、徳島行政監視行政相談センター所長が指示する事項に関すること
募集人員	1人
募集資格	以下の条件を満たしている方 1 協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲があること。 2 PC操作(ワード、エクセル等)の経験を有していること。 官公庁又は民間企業において、概ね1年以上の職務経験を有し、相談業務補助職員として直接役立つ実務経験を有していることが望ましい。 なお、以下に該当する方は、応募できません。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)
勤務時間	8時30分から17時15分まで(土日休日を除く)、休憩時間:60分
勤務地	徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎5階 徳島行政監視行政相談センター
雇用期間	令和6年7月1日から7年3月31日まで。採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日(毎月末日締切翌月支払)
賃金	概ね日給12,566円 ※期末・勤勉手当:有(当方規定による)
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給(ただし、1月当たり上限55,000円、月の初日に在職する者を対象として出勤日数に応じて支給する。)
退職手当	有(一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。)
加入保険等	雇用保険(ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。) 社会保険(国家公務員共済組合制度(短期給付)が一定条件下で適用されます。)
住宅	無・住居手当有(当方規定による) <input type="checkbox"/>
応募方法	履歴書(写真貼付。様式は市販のものでも可)に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール(ファイル形式はPDFとし、ファイルサイズは10MB未満としてください。)により提出願います【令和6年5月10日(金)必着】。 応募の際は、封筒の表紙又は電子メールの件名に「相談業務補助職員応募」と明記してください。 書類選考の上、面接日時等を通知いたします。書類審査を通過されなかった方の履歴書のうち、郵送で提出いただいたものは、郵送でお返しいたします。
その他	応募の秘密については厳守いたします。 採用者にあつては国家公務員法の適用を受けます。 雇用期間後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。 また、一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合制度(長期給付)が適用されます。

履歴書の送付先

〒770-0851

徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎5階

徳島行政監視行政相談センター

(メールアドレス)

saiyou-tokushima-hyouka@soumu.go.jp

問合せ先

徳島行政監視行政相談センター

担当:小谷、谷口

TEL 088-654-1531(代表)